

本年度に実施する移住・定住支援事業の概要をお知らせします。皆様のご家族やお知り合いなどへお知らせください。なお、下記以外にも申請の要件がありますので、市ホームページまたは移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。

ウェディングメモリアル 事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、結婚式などの費用の一部を補助します。

補助金の額 上限 30 万円

対象期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

対象世帯

- ▶令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間に婚姻し、夫婦のいずれも本市に住所を有していること。
- ▶夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。

対象経費

市内事業者を利用し、対象期間内に実施・購入した次の費用を合算した額

- ▶結婚式 ▶披露宴 ▶フォトウェディング
- ▶結婚記念パーティー

結婚新生活支援事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得などの費用の一部を補助します。

補助金の額 夫婦ともに 29 歳以下の世帯 上限 60 万円
上記以外の世帯 上限 30 万円

対象期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

対象世帯

- ▶令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間に婚姻し、夫婦のいずれも本市に住所を有していること。
- ▶夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。
- ▶世帯所得が 500 万円未満であること。

対象経費

婚姻に伴い、対象期間内に支払った次の費用を合算した額

- ▶住宅取得費用（建物の建築・購入費）
- ▶住宅リフォーム費用
- ▶新規の住宅賃借費用
- ▶引っ越し費用

❖ 移住支援金

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から本市に転入し、青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に就業した人などに対し、移住支援金を支給します。

補助対象区分	支援金の額	
単身での転入	60万円	
世帯での転入	100万円 ※18歳未満の子がいる世帯の場合、子 1 人につき次の額を加算します。	
	令和 5 年 3 月 31 日以前に転入した場合	令和 5 年 4 月 1 日以降に転入した場合
	30万円	100万円

あおもりで、働く。



❖ 移住・定住引越し支援事業補助金

4 月 1 日以降に青森県外から本市に転入し、市内に 1 年以上居住する人に対し、引っ越し費用の一部を補助します。（本人または同一の世帯員の転勤や通学により転入する場合などを除きます。）

補助対象経費	補助対象者	補助金の額
引っ越し費用（転入前の住宅にある家財道具の移転に係る費用）	若年世帯・子育て世帯（※）	補助対象経費の 3 分の 2（上限 10 万円）
	上記以外の世帯	補助対象経費の 2 分の 1（上限 10 万円）

❖ 移住・定住住宅取得支援事業補助金

平成 31 年 4 月 1 日以降に本市に転入し、令和 6 年 3 月 31 日までに取得した住宅に入居する人に対し、住宅取得費用の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助金の額
新築住宅の建築費・購入費	補助対象経費の 2 分の 1	上限 100 万円
中古住宅の購入費		上限 50 万円
若年世帯・子育て世帯（※）は 50 万円加算		

（※）

若年世帯…申請者または配偶者のいずれかが 40 歳未満の世帯
子育て世帯…妊婦または 18 歳未満の子がいる世帯